

東京都中小企業制度融資における震災対応 (東京信用保証協会の保証付融資)

東日本大震災により著しい被害を受けられた中小事業者を対象に、以下の融資を実施しています。

○ 特定被災区域内に事業所を有し、震災被害により経営に支障を来している中小企業者

東日本大震災により、特定被災区域内において、直接被害を受けた、又は震災の影響により業況が悪化している中小企業者を対象に、事業の再建又は経営の安定に必要な資金の融通を図るための「危機対応」融資を実施しております。

————→ 別紙① をご覧ください。

○ 地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者を対象に、事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施しております。

————→ 別紙② をご覧ください。

※ 「災害復旧資金融資」を受けた中小企業者に対し
金利の一部を補給いたします。

————→ 別紙③ をご覧ください。

各お申込方法については、別紙④ をご覧ください。

<お問い合わせ先>

【電話】 金融相談(9:00~17:00)
03-5320-4877
東京都産業労働局金融部金融課

【HP】

検索



<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

東京都中小企業制度融資 『危機対応』を実施します

<実施期間>

平成31年4月1日～平成32年（2020年）3月31日（貸付実行分まで）

<対象者>

東日本大震災に起因して、特定被災区域内で

- 地震・津波等により直接被害を受けた中小事業者
- 震災の影響により業況が悪化している中小企業者

（詳細は次頁参照）

※東京信用保証協会の保証をご利用いただける方が対象です。

※直接被害については罹災証明、間接被害については区市町村長の認定を受ける必要があります。

<特徴>

- 融資利率 1.5%以内～2.0%以内（融資期間による）
- 都が独自に、全事業者に対して信用保証料の2分の1を補助
- 保証協会による全部保証（100%保証）の融資を受けられます。
- 一般保証と別枠で、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関係保証とあわせて無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能です。

※東京信用保証協会及び金融機関の審査があります。

◆「危機対応」の概要◆

細目	危機対応	
	I	II
ご利用いただける方	特定被災区域 ※1	
	地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者 (原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時非難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小事業者を含む)	震災の影響により業況が悪化している中小企業者
要件	<罹災証明書> (写しも可) ※2 原発事故に係る警戒区域等の事業者については、商業登記簿、納税証明書等	<区市町村長の認定> 最近3ヶ月の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期と比較して10%以上減少 ※3
資金使途	事業の再建または経営の安定に必要な資金 (運転資金・設備資金)	
融資限度額	2億8千万円 (無担保：8千万円) 〔セーフティネット保証・危機関連保証・災害関係保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円 (一般保証と別枠)〕	
融資期間	10年以内 (据置期間2年以内を含みます)	
融資利率 (年)	(固定金利) 3年以内 1. 5%以内 3年超 5年以内 1. 6%以内 5年超 7年以内 1. 8%以内 7年超 10年以内 2. 0%以内	
返済方法	均等分割返済 (元金据置期間は2年以内) (ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます)	
融資形式	手形貸付、証書貸付	
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。(災害緊急は全部保証となります)	
信用保証料	東京信用保証協会の定めるところによります。	
保証料補助	全事業者に対して、東京都が信用保証料の2分の1を補助	
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人：代表者個人 ・ 個人事業者：原則として不要 ・ 組合：原則として代表理事 	
物的担保	融資額の合計が8,000万円を超える場合は原則として物的担保が必要となります。	

※1 特定被災区域：災害救助法が適用された市町村等 (岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)

※2 被災した事業所の所在地を所管する市町村長等から、罹災した旨を証する罹災証明書の発行を受けることが必要となります。

※3 中小企業者の登記簿上の住所又は事業所の所在地を所管する区市町村長の認定を受けることが必要となります。

融資申込受付機関： 東京都中小企業制度融資の取扱指定金融機関
東京信用保証協会、東京都産業労働局金融部金融課 ほか

<お問い合わせ先>

【電話】金融相談 (9:00~17:00)

03-5320-4877

東京都産業労働局金融部金融課

東京都災害復旧資金融資(東日本大震災)の概要

都は、東日本大震災により直接被害を受けた都内全域の中小企業者を対象とし、その事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施しています。

本融資では、都が保証料の全額を補助するとともに、融資実行から1年間の利子補給を行います。

記

1 融資対象者

東日本大震災により直接の被害を受けた都内全域の中小企業者

2 融資条件

- (1) 資金用途 事業の再建に必要な資金(運転資金・設備資金)
- (2) 金額 1企業(組合) 8,000万円以内
- (3) 融資期間 運転・設備資金 10年以内(据置期間2年を含む。)
- (4) 融資利率 年1.5%
- (5) 信用保証料 東京都が全額補助
- (6) 利子補給 対象期間 : 融資実行から1年間
利子補給額 : 融資利率のうち0.5%相当額を補給
- (7) その他 区市町村長等が発行する罹災証明等が必要となります。

3 実施期間

平成31年4月1日～平成32年(2020年)3月31日(貸付実行分まで)

4 受付場所

取扱指定金融機関
東京信用保証協会
東京都各支庁
東京都産業労働局金融部金融課

災害復旧資金融資（東日本大震災）
利子補給のご案内

東京都の災害復旧資金融資を受けた中小企業者及び組合に対し、
金利の一部を東京都が補助いたします。

1 補助対象者

平成 23 年 3 月 15 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までの間に東京都中小企業災害復旧資金融資（東日本大震災）を受けた中小企業者及び組合で平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに利子補給の申請をした方。

2 補助期間

1 年以内

3 補助利率

融資利率 1.5%のうち、0.5%相当額を補助

4 補助申込方法

必要書類を金融機関経由で東京都宛にご提出下さい。

5 申込受付期間

平成 23 年 7 月 19 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

6 必要書類

利子補給金交付申請書、償還予定表(コピー)、支払口座振替依頼書

7 利子補給スケジュール

申込書類の受付後、東京都が審査を行い、交付が決定した方には交付決定書をお送りします。

災害復旧資金融資に係る利子補給額を毎月の返済日ごとに算出し半年ごとにとりまとめ、ご指定の口座へ振込みます。

（融資実行後、1 年経った時点で返済の滞納がある場合には、利子補給金をお支払できない場合があります。）

8 その他

既に融資実行された方も別途利子補給の申請書が必要となりますので、ご注意ください。ご不明点は、金融機関又は東京都までお問い合わせ下さい。

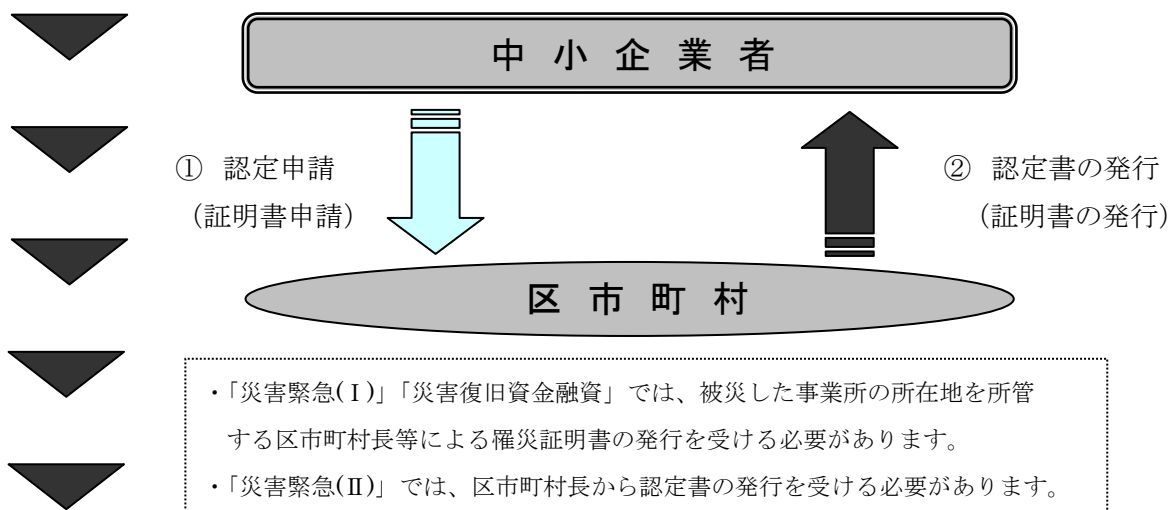
《問い合わせ先》

東京都産業労働局金融部金融課(利子補給) TEL 03-5320-4877

「お申込み方法」について

別紙①「災害緊急」、別紙②「災害復旧資金融資」のお申し込みには、次のステップ1, 2が必要となります。

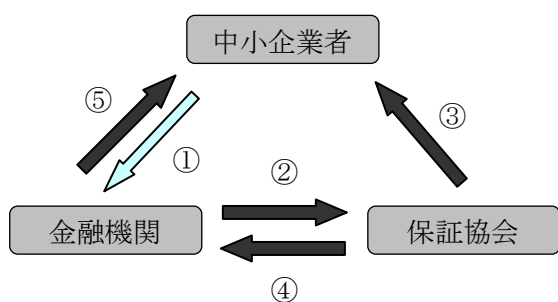
<ステップ1> 区市町村で認定（又は罹災証明書の発行）を受ける



<ステップ2> 金融機関または保証協会に融資を申し込む

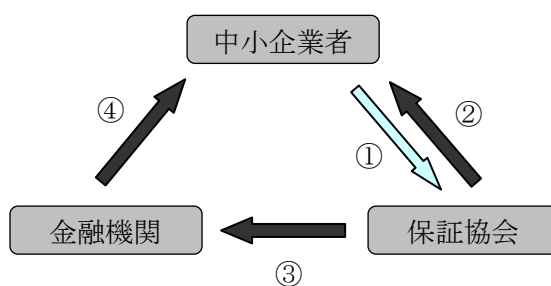
◇ 申込みには次の2つの方法があります ◇

・取扱金融機関に申し込む場合



- ① 融資申込み (金融機関所定様式)
- ② 金融機関から保証協会に信用保証申込み
- ③ 保証協会の保証審査
- ④ 信用保証の承諾
- ⑤ 融資の実行

・保証協会に申し込む場合



- ① 融資申込み (保証協会所定様式)
- ② 保証協会の保証審査
- ③ 信用保証の承諾及び金融機関へのあっせん
- ④ 融資の実行

<お問い合わせ先>

【電話】金融相談 (9:00~17:00)
03-5320-4877
東京都産業労働局金融部金融課